

お知らせ

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みとして、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら担当医までご相談ください。

当院では患者さんの状態に応じ、28日以上長期処方・リフィル処方箋発行の対応が可能です。

なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは、病状に応じて担当医が判断いたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。